平成２５年（フ）第２３０号
金沢市黒田２丁目191番地２、従前の住所金沢市高畠３丁目105番地
債務者　青﨑　由美
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４１号
石川県河北郡内灘町字向粟崎５丁目19番地１
債務者　関谷　千尋
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６６号
長野県千曲市大字桜堂151番地２
債務者　宮原　信子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第７７号
長野県上田市古安曽2037番地
債務者　平林ひろ子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１３０号
長野県塩尻市大字広丘吉田1228番地14　エルディムＡＺＵＳＡ　Ｂ203
債務者　山極　るみ
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１４２号
長野県松本市並柳２丁目14番27号　ステーション21―106号室
債務者　土井　好春
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第６１号
長野県諏訪市大字湖南1545番地１　湖南団地221
債務者　松下　直弘
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１２６５号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1483番地の１　宮田荘16棟103号
債務者　堀　カズ子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６号
三重県津市一志町高野1232番地２　メゾンシティコートＢ棟202号室、前住所三重県鈴鹿市庄野町28番22号　リバーサイド庄野１Ｂ
債務者　連尺野　力
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４９５号
広島市南区宇品御幸３丁目14番23―203号
債務者　永谷　千夏
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４０号
広島市中区西白島町27番１―1320号
債務者　木村良子こと　禹　　良子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９７号
広島市東区戸坂出江１丁目12番20号
債務者　末田　慎治
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９８号
広島市東区戸坂出江１丁目12番20号
債務者　末田奈七子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０号
広島県呉市三条２丁目11番11―201号
債務者　中国シート商会こと　川島　章治
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第９１号
広島県呉市焼山宮ケ迫２丁目３番３―210号
債務者　北村　圭子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１１９号
徳島県徳島市南田宮２丁目３番100号
債務者　瀬部　満子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６９号
徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚59番地　五輪館105号、旧住所徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚112番地
債務者　樋原智恵子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
愛媛県今治市玉川町中村甲751番地２、前住所愛媛県今治市祇園町２丁目３番33号、前々住所愛媛県西条市宮之内65番地の11
債務者　遠山　大輔
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
松山地方裁判所今治支部